

北海道警察本部告示第551号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年9月15日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 札幌市中央区北1条東7丁目外端末設備工事
- (2) 工事場所 札幌市
- (3) 工事期間 令和8年10月28日から令和9年3月16日まで
- (4) 工事概要 詳細は、別途閲覧に供する仕様書及び図面による。

2 電子入札に関する事項

- (1) 本工事の入札は競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出等を電子入札システム（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して行う。ただし、入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できない場合は、支出負担行為担当者に紙参加届出書を提出することで紙により入札に参加することができる。
- (2) 電子入札システムに障害等が発生し電子入札の続行が困難な場合には、紙入札に変更する場合がある。
- (3) 電子入札システム運用時間は毎日午前8時から午後11時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びメンテナンスのためのシステム停止日を除く。）とする。
- (4) その他電子入札に係る運用は、「北海道電子入札運用基準」によるものとする。
- (5) 本工事の契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービス（北海道の発注する調達業務を執行するために利用する情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理体系をいう。）をいう。以下同じ。）を利用して契約内容を記録した電磁記録で行うこと（以下「電子契約」という。）ができる。
- (6) 電子契約サービスに障害等が発生し電子契約の続行が困難な場合には、紙契約とする場合がある。
- (7) その他電子契約に係る運用は、「電子契約サービス利用要領」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、単体企業の要件は次のとおりとする。

- (1) 発注工事に対応する令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち電気工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (2) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- (6) 北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- (7) 過去15年間（平成23年度以降）に、本工事と同種と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

- (8) 次の要件を満たす者を工事に専任で配置すること。

ア 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は要しないものとする。

イ 競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又

は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。

- (9) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
- (10) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社若しくは民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 競争入札参加資格審査申請書等の提出期間等

(1) 申請書

- ア 入札参加希望者は、競争入札参加資格審査申請書に(2)の書類の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出しなければならない。
- イ 入札参加希望者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札に参加する場合（以下「紙参加」という。）は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に(2)のイからカまでの書類を添付して紙により提出しなければならない。
- ウ (2)の該当書類について、電子入札システムによる提出が困難な場合（北海道電子入札運用基準第2章4-2に該当する場合をいう。）は、電子入札システムにより送付・持参提出通知書を提出の上、添付書類内訳書に添付して紙により提出しなければならない。

(2) 添付書類

- ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 類似工事施工実績調書
- ウ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し又はCORINS登録の写し）及び共同企業体での実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し）
- エ 特定関係調書（該当調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。）
- オ 契約締結予定日において有効な経営事項審査結果（総合評定値通知書）の写し（有効期限切れ等により最新の審査基準日に係る経営事項審査を申請中の場合は、受理済みの経営事項審査申請書の写し）
- カ 北海道建設部が発行する「資格決定通知書（令和7・8年度）」の写し

なお、本公告に示す施工実績があると北海道警察本部長が認めた者については、イ、ウ及びカの書類の添付を省略して差し支えない。

(3) 提出期間等

ア 電子入札システムによる提出期間

令和 8 年 9 月 15 日（火）午前 9 時から令和 8 年 9 月 24 日（木）午後 5 時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く）

イ 紙による提出期間等

(ア) 提出期間

令和 8 年 9 月 15 日（火）から令和 8 年 9 月 24 日（木）（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第 2 号）第 1 条に規定する北海道の休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 提出場所

郵便番号 060-8520

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

北海道警察本部総務部施設課

(ウ) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

(4) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 8 年 9 月 30 日（水）までに電子入札システムにより通知する。ただし、紙参加の場合は、書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和 8 年 10 月 7 日（水）までに電子入札システム又は書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参又は送付すること。

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

北海道警察本部総務部施設課契約係

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に電子入札システム又は書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

北海道警察本部総務部施設課契約係

8 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙参加の場合は、紙により提出しなければならない。

なお、再度入札の場合においても同様とする。

(2) 入札書の提出期間等

令和 8 年 10 月 15 日（木）午前 9 時から令和 8 年 10 月 19 日（月）午後 3 時まで（電子入札システムが運用していない時間を除く。）。ただし、紙参加の場合は、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しと併せて、(5)の開札場所へ(6)の開札日時に持参すること。

なお、送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「〇〇工事入札書等」と朱書きの上、北海道警察本部総務部施設課に当該入札書提出期間の最終日時までに必着とすること。

(3) 初度の入札書提出時に内訳書の電子ファイルを添付して電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、内訳書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参又は送付により提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等があ

る場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

- (4) 本工事は、電子契約の対象工事であるため、初度の入札書提出時に契約に関する申出書の電子ファイルを添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙参加者は、契約に関する申出書をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参又は送付すること。

(5) 開札場所

札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部 8階入札会場

(6) 開札日時

令和8年10月20日（火） 午前10時

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではない。

10 制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙の交付に関する事項

制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和8年9月15日（火）から令和8年9月24日（木）（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部施設課契約係

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

11 送付による入札

認める。ただし、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

なお、送付による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

12 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

13 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより、道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

14 契約書作成について

この契約は契約書の作成を要する。

なお、本工事は、電子契約の対象工事であるため、契約に関する申出書において、電子契約を希望した場合、落札者は、電子契約に承諾したものとみなす。

15 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
 - (2) 最低制限価格 設定している。
- 16 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等
- (1) 設計図書等は、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、次により閲覧を行うことができるものとする。
 - ア 閲覧期間
令和8年9月15日（火）から令和8年10月19日（月）（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所
札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部施設課
 - (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。
 - ア 受付期間
令和8年9月15日（火）から令和8年10月7日（水）（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（送付の場合は必着）
 - イ 受付場所
郵便番号060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部施設課契約係
 - (3) 質問に関する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
令和8年9月15日（火）から令和8年10月19日（月）（休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所
札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部施設課
- 17 支払条件
- (1) 前金払
契約金額の4割に相当する額以内とする。
 - (2) 中間前金払
契約金額の2割に相当する額以内とする。
なお、本事項及び(3)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。
 - (3) 部分払
1回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。
- 18 その他
- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
 - (2) 無効入札
開札の時（落札者の決定前まで）において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (3) 入札手続の取消し
落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続全体を取り消すことがある。
 - (4) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
 - (5) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを

申し出ること。

- (6) 入札参加者のやむを得ない理由により電子入札システムを利用できないため、紙により入札参加する者は、申請書等受付締切日（電子入札システムにより既に申請書等の提出を行った者が入札書の提出を紙により行うときは、入札書受付締切日）の午後３時までに、紙参加届出書（北海道電子入札運用基準紙様式３）を提出しなければならない。

なお、書面は、次の提出先に送付又は持参することとする。

札幌市中央区北２条西７丁目

北海道警察本部総務部施設課

- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課契約係（電話番号011-251-0110 内線2303）

イ 所在地 札幌市中央区北２条西７丁目

- (8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

- (9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

- (10) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年１月28日付け建設省経振発第８号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

- (11) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

- (12) 公告の内容に関し不明な点は、北海道警察本部総務部施設課契約係（電話番号011-251-0110内線2303）に照会すること。

【入札の公告別記説明】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(1)及び(5)

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た電気工事業です。

3の(7)

「本工事と同種と認められる工事」とは、都道府県公安委員会が設置を決定した信号機に関する工事です。